

令 和 8 年 度

予 算 書

福 井 県 小 浜 市

目 次

令和 8 年度	小 浜 市 一 般 会 計 予 算	・・・ (1)
令和 8 年度	小浜市国民健康保険事業特別会計予算	・・・ (8)
令和 8 年度	小浜市後期高齢者医療特別会計予算	・・・ (11)
令和 8 年度	小浜市介護保険事業特別会計予算	・・・ (14)
令和 8 年度	小浜市産業団地整備事業特別会計予算	・・・ (17)
令和 8 年度	小浜市加斗財産区運営事業特別会計予算	・・・ (21)

議案 第10号

令和8年度 小浜市一般会計予算

令和8年度小浜市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18, 165, 000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 000, 000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、報酬、職員手当等および共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

第1表 歳入歳出予算

(歳入)	(単位:千円)
款	項
1 市税	金額
	3, 802, 321
1 市民税	1, 685, 000
2 固定資産税	1, 589, 921
3 軽自動車税	111, 400
4 市たばこ税	194, 000
6 都市計画税	222, 000
2 地方譲与税	177, 200
	27, 700
1 地方揮発油譲与税	109, 500
2 自動車重量譲与税	40, 000
6 森林環境譲与税	
3 利子割交付金	13, 000
	13, 000
1 利子割交付金	
4 配当割交付金	36, 000
	36, 000
1 配当割交付金	
5 株式等譲渡所得割交付金	57, 000
	57, 000
1 株式等譲渡所得割交付金	
6 法人事業税交付金	100, 000
	100, 000
1 法人事業税交付金	
7 地方消費税交付金	860, 000
	860, 000
1 地方消費税交付金	
8 環境性能割交付金	2, 000
	2, 000
1 環境性能割交付金	
9 地方特例交付金	54, 000
	54, 000
1 地方特例交付金	
10 地方交付税	5, 430, 000
	5, 430, 000
1 地方交付税	
11 交通安全対策特別交付金	2, 000
	2, 000
1 交通安全対策特別交付金	
12 分担金及び負担金	130, 323
	130, 323
1 負担金	
13 使用料及び手数料	162, 973
	140, 200
1 使用料	
	22, 773
2 手数料	
14 国庫支出金	2, 366, 072
	1, 636, 992
1 国庫負担金	
	721, 004
2 国庫補助金	
	8, 076
3 委託金	
15 県支出金	1, 770, 519
	630, 007
1 県負担金	
	1, 050, 977
2 県補助金	
	89, 535
3 委託金	

(単位：千円)

款	項	金額
16 財産収入		35, 060
	1 財産運用収入	30, 721
	2 財産売払収入	4, 339
17 寄附金		758, 508
	1 寄附金	758, 508
18 繰入金		829, 281
	1 特別会計繰入金	27, 295
	2 基金繰入金	801, 986
19 繰越金		10, 000
	1 繰越金	10, 000
20 諸収入		655, 743
	1 延滞金加算金及び過料	4, 000
	2 市預金利子	2, 842
	3 貸付金元利収入	171, 082
	4 受託事業収入	24, 677
	5 雜入	453, 142
21 市債		913, 000
	1 市債	913, 000
歳入合計		18, 165, 000

(歳 出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 議会費		1 8 3, 0 2 3
	1 議会費	1 8 3, 0 2 3
2 総務費		2, 9 3 6, 8 7 6
	1 総務管理費	2, 5 4 7, 2 3 1
	2 徴税費	2 3 9, 9 5 8
	3 戸籍住民基本台帳費	1 0 9, 1 8 3
	4 選挙費	1 3, 9 6 0
	5 統計調査費	2, 0 6 5
	6 監査委員費	2 4, 4 7 9
3 民生費		5, 8 3 9, 0 5 6
	1 社会福祉費	2, 8 8 5, 9 7 4
	2 児童福祉費	2, 5 7 0, 9 0 1
	3 生活保護費	3 8 2, 1 8 1
4 衛生費		2, 2 0 2, 4 4 7
	1 保健衛生費	1, 2 4 2, 6 3 1
	2 清掃費	9 5 9, 8 1 6
5 労働費		1 7 8, 7 1 6
	2 労働諸費	1 7 8, 7 1 6
6 農林水産業費		6 7 7, 2 1 5
	1 農業費	4 0 1, 9 2 5
	2 林業費	1 5 0, 9 8 0
	3 水産業費	1 2 4, 3 1 0
7 商工費		5 6 4, 5 7 9
	1 商工費	5 6 4, 5 7 9
8 土木費		1, 8 4 7, 3 0 0
	1 土木管理費	9, 2 3 1
	2 道路橋梁費	7 3 8, 5 4 0
	3 河川費	3 4, 1 6 0
	4 都市計画費	9 4 4, 6 0 7
	5 住宅費	1 2 0, 7 6 2
9 消防費		6 4 6, 2 7 2
	1 消防費	6 4 6, 2 7 2
10 教育費		1, 5 7 2, 1 5 7
	1 教育総務費	3 5 2, 9 4 2
	2 小学校費	4 0 5, 3 4 9
	3 中学校費	1 8 3, 7 9 0
	4 幼稚園費	1, 9 4 0
	5 社会教育費	4 3 8, 5 7 6
	6 保健体育費	1 8 9, 5 6 0
12 公債費		1, 5 0 7, 3 5 9
	1 公債費	1, 5 0 7, 3 5 9

(単位：千円)

款	項	金額
13 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳	出 合	計
		18,165,000

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
養殖業生産拡大支援事業	令和9年度 ～ 令和17年度	7,500
社会資本整備（安全安心）	令和9年度 ～ 令和11年度	1,784,000
文化会館耐震改修事業	令和9年度	334,400

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理経費	168,900			
庁舎施設管理経費	16,000			
コミュニティセンター整備事業	39,000			
児童福祉施設等整備事業	31,300			
小浜市総合福祉センター整備事業	31,600			
咲楽館施設改修事業	39,800			
観光施設改修事業	3,200			
土地改良事業	13,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金およびその他資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金およびその他の資金についてはその融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
林道整備事業	19,800	または		
道路整備事業	234,700			
河川等整備事業	27,200	証券発行		
街路事業	55,700			
公営住宅建設事業	14,000			
史跡後瀬山城跡整備事業	11,800			
学校施設改修事業	75,200			
文化会館施設改修事業	109,200			
図書館施設改修事業	7,800			
市営体育施設改修事業	14,200			
計	913,000			

議案 第11号

令和8年度 小浜市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度小浜市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,475,308千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)	項	(単位:千円)
款	金額	
1 国民健康保険税		4 6 1, 6 5 2
	1 国民健康保険税	4 6 1, 6 5 2
2 使用料及び手数料		2 5 0
	1 手数料	2 5 0
6 県支出金		1, 7 9 9, 0 0 6
	2 県補助金	1, 7 9 9, 0 0 6
9 財産収入		6 5 7
	1 財産運用収入	6 5 7
10 繰入金		2 0 8, 1 3 6
	1 他会計繰入金	2 0 7, 0 8 4
	2 基金繰入金	1, 0 5 2
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		5, 6 0 6
	1 延滞金加算金及び過料	5, 1 0 2
	4 雑入	5 0 4
歳 入	合 計	2, 4 7 5, 3 0 8

(歳 出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		47,167
	1 総務管理費	35,383
	2 徴税費	11,566
	3 運営協議会費 (趣旨普及費)	218 0
2 保険給付費		1,750,918
	1 療養諸費	1,446,907
	2 高額療養費	293,857
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	7,003
	5 葬祭諸費	3,000
	8 傷病手当金	150
3 国民健康保険事業費納付金		616,401
	1 医療給付費分	404,430
	2 後期高齢者支援金等分	156,680
	3 介護納付金分	46,567
	4 子ども・子育て支援金分	8,724
4 共同事業拠出金		229
	1 共同事業拠出金	229
6 保健事業費		54,735
	1 特定健康診査等事業費	47,692
	2 保健事業費	7,043
7 基金積立金		657
	1 基金積立金	657
9 諸支出金		4,201
	1 償還金及び還付加算金	3,701
	2 貸付金	500
10 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,475,308

議案 第12号

令和8年度 小浜市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度小浜市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 576,671千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

第1表 歳入歳出予算

(歳入)		(単位:千円)
款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		436,450
	1 後期高齢者医療保険料	436,450
2 使用料及び手数料		48
	1 手数料	48
3 繰入金		138,572
	1 一般会計繰入金	138,572
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,600
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 償還金及び還付加算金	1,500
歳入	合計	576,671

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		30, 228
	1 総務管理費	18, 834
	2 徴収費	11, 394
2 後期高齢者医療広域連合納付金		544, 443
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	544, 443
3 諸支出金		1, 500
	1 償還金及び還付加算金	1, 500
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合	計	576, 671

議案 第13号

令和8年度 小浜市介護保険事業特別会計予算

令和8年度小浜市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,598,122千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

第1表 歳入歳出予算

(歳入)		(単位:千円)
款	項	金額
1 保険料		712,586
	1 介護保険料	712,586
2 サービス収入		251
	1 介護予防給付費等収入	251
4 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
5 国庫支出金		816,336
	1 国庫負担金	596,105
	2 国庫補助金	220,231
6 支払基金交付金		927,977
	1 支払基金交付金	927,977
7 県支出金		504,683
	1 県負担金	490,019
	3 県補助金	14,664
8 財産収入		434
	1 財産運用収入	434
9 繰入金		633,003
	1 一般会計繰入金	587,587
	2 基金繰入金	45,416
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		2,850
	1 延滞金加算金及び過料	3
	3 雜入	2,847
歳入	合計	3,598,122

(歳 出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 総務費		1 2 6, 2 2 0
	1 総務管理費	7 7, 6 7 1
	2 徴収費	3, 1 2 4
	3 介護認定審査会費	4 4, 2 8 6
	4 趣旨普及費	1, 1 3 9
2 保険給付費		3, 3 4 1, 9 8 0
	1 介護サービス等諸費	3, 0 8 6, 2 5 0
	2 介護予防サービス等諸費	9 7, 7 7 6
	4 その他諸費	4, 6 2 4
	5 高額介護サービス等費	7 4, 8 9 6
	6 高額医療合算介護サービス等費	8, 9 3 2
	8 特定入所者介護サービス等費	6 9, 5 0 2
3 介護サービス事業費		1, 5 4 7
	1 介護予防支援事業費	1, 5 4 7
5 地域支援事業費		9 6, 6 6 2
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	5 1, 1 5 8
	4 一般介護予防事業費	2 0, 9 3 5
	5 包括的支援事業・任意事業費	2 4, 2 7 8
	6 その他諸費	2 9 1
6 保健福祉事業費		1, 4 8 3
	1 保健福祉事業費	1, 4 8 3
7 基金積立金		4 3 4
	1 基金積立金	4 3 4
8 予備費		1, 0 0 0
	1 予備費	1, 0 0 0
9 諸支出金		2 8, 7 9 6
	1 償還金及び還付加算金	1, 5 0 1
	3 繰出金	2 7, 2 9 5
歳 出 合 計		3, 5 9 8, 1 2 2

議案 第14号

令和8年度 小浜市産業団地整備事業特別会計予算

令和8年度小浜市の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 446,672 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

第1表 歳入歳出予算

(歳入)		(単位:千円)
款	項	金額
4 繰入金		8, 972
	1 他会計繰入金	8, 972
7 市債		437, 700
	1 市債	437, 700
歳入	合計	446, 672

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 産業団地事業費		438, 103
	1 産業団地事業費	438, 103
3 公債費		8, 569
	1 公債費	8, 569
歳 出	合 計	446, 672

第 2 表 地 方 債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
産 業 団 地 整 備 事 業	437,700	証 書 借 入 または 証 券 発 行	年4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金およびその他 資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金およびその他の資 金についてはその融資条件 による。ただし、市財政の 都合により据置期間および 償還期限を短縮し、または 繰上償還もしくは低利に借 換えすることができる。
計	437,700			

議案 第15号

令和8年度 小浜市加斗財産区運営事業特別会計予算

令和8年度小浜市の加斗財産区運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

第1表 歳入歳出予算

(歳入)		(単位:千円)
款	項	金額
1 財産収入		2 4
	1 財産運用収入	2 4
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 繰入金		3 2
	1 基金繰入金	3 2
歳入	合計	5 7

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		5 7
	1 財産区管理会費	5 7
歳 出	合 計	5 7